

河野外務大臣に質問させていただきます。

大臣は、この佐藤副大臣の服務の宣誓の、もつて国民の負託に応える決意である、「このような就任に当たつての挨拶をこの外交防衛委員会することを事前に御存じでしたでしょうか、かつ、それを了承されたのでしょうか。」

○國務大臣（河野太郎君） 佐藤副大臣がどのような挨拶をするか、別に事前に原稿を見ていたわけではございませんが、外務省の職員も国民の平和あるいは安全、繁栄を守るために身をなげうつて職務を行うわけでございます。

外務省の中には、外務省の職員として殉職した方々のための碑が、碑という画像がございますが、外務省の職員も、いざというときには、国民を守るために危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める必要があるというのは、これは公務員として変わりません。これは自衛隊であろうが外務省の職員であろうが、あるいは国家公務員ではないかもしれません、警察官、消防員、あるいは消防団員といった方々も、いざ事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務める、そういう方が大勢いらっしゃるわけでございまして、私は特に問題があるとは思っておりません。

（注：この後、本件は小西委員の要請により理事会協議事項となつた。）

【参考二】平成二十九年十一月七日 参議院外交防衛委員会におけるやり取り

（1）佐藤副大臣と小西洋之（こにし・ひろゆき）議員（民進）のやりとり

○小西洋之君

（略）

佐藤副大臣が本委員会の就任挨拶の決意として述べた、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応えるとの文言は、自衛隊法五十二条で戦闘任務に従事する自衛隊員の服務の本旨、すなわち自衛隊員がその任務に服する本来の趣旨、目的とされ、同じく五十三条で全自衛隊員に宣誓が義務付けられているものであります。

一方、憲法六十六条二項の文民条項の政府解釈では、武力組織に属する自衛隊員は武人であり、大臣になることは違憲とされています。そして、その趣旨は、過去の戦争の責任から、国政が武断政治に陥ることを防ぐためとされています。だとすれば、元自衛隊の指揮官である佐藤副大臣は、武力組織の武人の服務の宣誓をもつて外交をつかさどるとの決意を述べたのであり、明確にこの文民条項の趣旨に反します。

佐藤副大臣に伺いますが、もはや外務副大臣として在籍する」と自体が憲法六十六条二項の文民条項の趣旨に違反するという自覚はございませんか。佐藤副大臣は即刻辞職るべきではありませんか。

○副大臣（佐藤正久君） お答え申し上げます。

五日の委員会で私が挨拶した内容でござりますけれども、これは自衛隊員の宣誓行為ということではなく、私自身が、我が国の安全とか繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、外務副大臣として国民の負託に応え、その職務を全うするという私自身の基本的姿勢、これを述べたものであります。この点について

御理解をいただきたいと考えております。他方、本件挨拶につきまして、結果として誤解を招いた、しまったのであれば、大変遺憾に存じます。

いずれにいたしましても、引き続き、我が国の平和と安全、そのために外務副大臣として職責を全うしてまいりたいというふうに考えます。

○小西洋之君 副大臣に伺いますけれども、就任の外務副大臣の決意表明として、武人の服務の本旨を基本姿勢として決意することは許されない」と、憲法や外務省設置法の趣旨に照らし許されないことである、違憲、違法であるとお考えになりましたか。

○副大臣（佐藤正久君） 私が挨拶で申しましたのは、自衛隊で言つていわゆる服務の宣誓を行つたわけではなく、我が国の平和とそして繁栄を守るために私の副大臣としての基本姿勢、これを述べたものでありますので、繰り返しますけれども、服務の宣誓ということを行つたわけではございません。繰り返しますけれども、結果としてそれが誤解を招いたということであれば、それは大変遺憾に思いました。

以上です。

○委員長（三宅伸吾君） 申合せの時間が過ぎておりますので、小西君、質疑をおまとめください。

○小西洋之君 一言だけ。済みません。

憲法六十六条の趣旨に佐藤副大臣の決意表明が反しないのか、外務省設置法、自衛隊法及び防衛省設置法の趣旨に反するのではないかについて、理事会で協議し、速やかに佐藤副大臣に委員会としての辞職勧告の措置を行うことを委員長に要請させていただきます。

○委員長（三宅伸吾君） 後刻理事会で協議いたします。

【参考三】初鹿昭博君提出質問主意書（平成二十九年十一月十五日閣議決定） 2月5日（火）の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶文の内容に関する考え方

佐藤外務副大臣が自衛官の服務の宣誓を引用したことに関する質問主意書
十二月五日の参議院外交防衛委員会の所信聴取において、佐藤正久外務副大臣が、自衛官が入隊する際に署名する「服務の宣誓」を引用し、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこゝたえる決意だ」と述べました。

公務員は、任用される際に服務宣誓書に署名して任命権者に提出することが政令により求められていますが、自衛官については職務の性質上、一般職の公務員とは異なる宣誓書となっています。

一般職の宣誓書は「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。」というものであり、先述した自衛官のものとは大きく異なっています。
文民である副大臣と実力組織である自衛官とは職務が大きく異なることは明らかであり、副大臣が自衛官の服務の宣誓を用いて職務に当たる決意を述べることは

不適切であると考えます。

政府は、自衛官の服務の宣誓を引用して副大臣が職務の決意を述べる」とは不適切だと思わないのか見解を伺います。

右質問する。

【答】御指摘の本年十一月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）に基づく服務の宣誓として行つたものではなく、外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものであると承知している。

【参考四】12月5日（火）の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶文の内容に関する考え方

（憲法66条2項との関係）

○12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行つたものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという基本的な姿勢を全体として述べたものである。

○したがつて、12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、

憲法66条2項の趣旨に反するものとは考えていない。

（外務省設置法との関係）

○外務副大臣を含め、外務省員が、外務省設置法にしたがつて外交政策を行つていくことは当然である。

○12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行つたものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという基本的な姿勢を全体として述べたものである。

○したがつて、12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の挨拶は、外務省設置法の趣旨に反するものとは考えていない。

（防衛省設置法・自衛隊法との関係）

○防衛省・自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、我が国を防衛することを中心とする任務としており、この旨は防衛省設置法及び自衛隊法に規定されている。

○これらの任務に従事することとなる自衛隊員として入隊等する際には、服務の宣誓を行つているが、「これは、「我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、我が国を防衛する」という自衛隊の任務や隊員としての服務上の義務を隊員一人一人に自覚させ、政府の最も重要な責務である國民の命と幸せな暮らしを守るという自衛隊に対して託された思いにこたえることを國民に対し宣誓しているものである。

○12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行つたものではなく、防衛省設置法・自衛隊法の趣旨に反するものとは考えていない。（了）

【参考五】平成三十一年三月一〇日 参議院外交防衛委員会におけるやり取り

○小西君 ちょっとと時間が切迫してしまったんですが、佐藤副大臣ですけれども、12月5日の就任の挨拶ですね、この服務の宣誓、具体的に日本語としてどういう意味、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える決意というものは、外務省の行政に当たる身として具体的にどういう思い、決意を述べたものでいらっしゃるんですか。

○佐藤外務副大臣 お答えいたします。繰り返し答弁になりますが、本件挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行つたものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという私の基本的姿勢を全体として述べたものであります。この点について御理解をいただきたいと思います。

特に、我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩んできており、この歩みを引き続き堅持しております。このような方針の下、文民たる外務副大臣として私はこの外交的努力を進めて参りたいという思いを述べたものであります。しかしながら、本件挨拶によりまして、結果として政府の方針について疑念を招いてしまつたということについては、大変遺憾だというふうに思っております。

○小西君 いや、遺憾であるのは当然なんですが、やはり、憲法の文民条項の趣旨、あるいは外務省設置法の趣旨、あるいは防衛省の立場からしても、自衛隊員のみが行う宣誓を外交を担当する政務が就任挨拶として、決意として述べる、これはやはり自衛隊を侮辱する行為だと思いますので、私は、そういう意味で、佐藤副大臣は即刻辞職をして頂かなければならぬというふうに思います。

【参考六】昨年十一月五日（火）の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶について（外務省の考え方）

（2018年3月13日（火）の参外防理事会における資料）

○我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできており、この歩みを引き続き堅持している。このような方針の下、文民たる佐藤外務副大臣は、国との外交的努力を進めている。

○しかしながら、昨年12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶によって、結果としてこのような政府の方針について疑惑を招いてしまったことは、大変遺憾である。



国会用資料（他省庁作成）

分類

作成日: 2018/04/09

大分類	中分類	小分類

整理番号: 001

- 件名: 問四. 集団的自衛権行使容認の解釈変更の疑義に関連し、
- (一) 「昭和四十七年政府見解」の作成に関与した法制局長官は「憲法九条の規定が容認しているのは個別の自衛権の発動としての自衛行動だけ」「集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない」と述べていた。安倍内閣は「昭和四十七年政府見解の作成当時から限定的に集団的自衛権行使を容認する法理が含まれている」「憲法九条の下でも武力の行使ができる基本的な論理の部分は、四十七年見解で示された基本的な論理であり、その考え方を当時の担当者は皆持っていた」と主張しているが、これは虚偽ではないか。この解釈変更是、憲法解釈文書である昭和四十七年政府見解を改ざんする違憲行為であり、安倍内閣は即刻内閣総辞職すべきでないか。総理の見解を伺う。（同旨 小野寺国務大臣）
- (答)
- 一 元は公職にあったとは言え、現在は現役を引退された私人の立場にある方の発言に、政府の立場でコメントすることは差し控えさせていただく。
- 二 また、過去の法制局長官の答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。
- 【基本的論理】
- 三 これまで繰り返し申し上げているとおり、四十七年見解において政府が示した「基本的論理」とは、憲法が、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されない」ということである。
- 四 この基本的論理は、政府だけが述べているものではなく、最高裁も、砂川事件判決において、「我が国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。」と述べている。
- 五 このように、四十七年見解における基本的論理は、最高裁判決で示された見解と、全く同じ考え方で立っている。
- 【当てはめ】
- 六 その上で、昭和四十七年当時の安全保障環境に照らせば、「基本的な論理」に当てはまる場合というのは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」、というのが当時の事実認識であったわけである。
- 七 昭和四十七年当時、今からおよそ半世紀前の安全保障環境を振り返れば、
- ・ 北朝鮮は弾道ミサイルも保有しておらず、核兵器の開発も行っていなかった。
 - ・ 他方、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段も全く無かった。
 - ・ また、同盟国である米軍の兵力数は、現在に比べてはるかに強大であった。（兵員の数、艦艇の隻数、航空機の機数は、現在、いずれも当時の半分）
- 【注】兵員：三百万人→百四十万人、艦艇：二千二百隻→九百隻、航空機：六千五百機→三千六百機
- 八 しかし、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、昭和四十七年当時からは、想像もつかないほど変化しており、今や、脅威は容易に国境を越えてくる時代となつた。
- 脅威がどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。もはや、どの国も一国ののみでは、自国の安全を守れない時代となつた。
- 九 半世紀にわたる安全保障環境の大きな変化を踏まえ、「基本的論理」に基づく「必要な自衛の措置」とは何かを考え抜いた結果、「新三要件」の下、我が国の存立を全うし、国民を守るために「限定的な集団的自衛権」の行使が許容されると判断するに至つたものである。
- 【平和安全法制】
- 十 また、政府の判断（閣議決定）のみで、「限定的な集団的自衛権」の行使が可能となつたわけではなく、平和安全法制によって初めて可能になつたものである。
- 十一 平和安全法制は、憲法解釈を最終確定する権能を有する最高裁の見解に合致したものであり、かつ、国権の最高機関である国会において、二百時間を超える充実した審議の結果、制定されたものである。
- 十二 このように、平和安全法制は、憲法の下、その内容においても手続きにおいても、適切に制定されたものであり、ご指摘は当たらない。

更問一. 横畠法制局長官が、平成二十七年六月十一日及び、同年八月三日に答弁している通り「四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということ」という見解は、現在も変わりないか。

(答)

一 過去の法制局長官答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。

【法制局長官の答弁要旨】

① 御指摘の答弁は、昭和四十七年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対してお答えしたものであるが、

○ 平成二十七年六月一日の参議院外交防衛委員会における答弁は、「昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」であり、

○ 平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における答弁は、「まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」である。

更問二. 四十七年見解の曲解である、と問われた場合。

(答)

一 政府が平成二十七年七月の閣議決定で示した憲法解釈は、

○ 我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、

○ 従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、

○ 従来の政府見解における憲法第九条の解釈の「基本的な論理」の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な結論を導いたものである。

二 合理的な解釈の限界を超えるような憲法解釈の変更ではない。

答弁：平成30年4月9日（第196回国会）
院：参議院 決算

質問者：小西洋之 党派：民進

答弁者：安倍 内閣総理大臣

答弁作成者：国家安全保障局



備考：安保局作成法制局合議【対総理】300409対総理問4(1)(集団的自衛権).docx

四月九日 参・決算委

小西 洋之 君

問四 集団的自衛権行使容認の解釈変更の疑義に関連し、
（一）「昭和四十七年政府見解」の作成に関与した法制局長官は

「憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけ」「集団的自衛のための行動は憲法認めるところではない」と述べていた。安倍内閣は「昭和四十七年政府見解の作成から限定的に集団的自衛権行使を容認する法理が含まれている」「憲法九条の下でも武力の行使ができる基本的な論理の部分は、四十七年見解で示された基本的な論理であり、その考え方を当時の担当者は皆さ持つていた」と主張しているが、「これは虚偽ではないか。この解釈変更は、憲法解釈文書である昭和四十七年政府見解を改ざんする違憲行為であり、安倍内閣は即刻内閣総辞職すべきでないか。総理の見解を伺う。

（同旨 小野寺国務大臣）

内閣官房国家安全保障局作成→ 協議先 外務省、

防衛省

答弁連絡責任者

内閣官房国家安全保障局

内閣参事官 萬浪 学

連絡先 役所

自宅

携帯

（提出期限 二十一時四十五分 提出 二十八時）

四月九日 参・決算委

小西 洋之 君

問四

集団的自衛権行使容認の解釈変更の疑義に関連し、

(一) 「昭和四十七年政府見解」の作成に関与した法制局長官は「憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけ」「集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない」と述べていた。安倍内閣は「昭和四十七年政見解の作成当時から限定的に集団的自衛権行使を容認する法理が含まれている」「憲法九条の下でも武力の行使ができる基本的な論理の部分は、四十七年見解で示された基本的な論理であり、その考え方を当時の担当者は皆持っていた」と主張しているが、「これは虚偽ではないか。この解釈変更は、憲法解釈文書である昭和四十七年政府見解を改ざんする違憲行為であり、安倍内閣は即刻内閣総辞職すべきでないか。総理の見解を伺う。

(答)

一 元は公職にあつたとは言え、現在は現役を引退された私人の立場にある方の発言に、政府の立場でコメントすることは差し控えさせていただく。

二 また、過去の法制局長官の答弁に関しては、法制局长官から答弁をさせる。

【基本的論理】

三 これまで繰り返し申し上げているとおり、四十七年見解において政府が示した「基本的論理」とは、憲法が、「自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じてゐるとは到底解されない」ということである。



問四 (一) —

四 この基本的論理は、政府だけが述べているものではなく、最高裁も、砂川事件判決において、

「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするためには、必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」と言わなければならぬ。」と述べている。

五 このように、昭和四十七年見解における基本的論理は、最高裁判決で示された見解と、全く同じ考え方についている。

【当てはめ】

六 その上で、昭和四十七年当時の安全保障環境に照らせば、「基本的な論理」に当てはまる場合というのは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」、というのが当時の事実認識であったわけである。

七

昭和四十七年当時、今からおよそ半世紀前の安全
保障環境を振り返れば、

- ・ 北朝鮮は弾道ミサイルも保有しておらず、核兵器の開発も行っていなかつた。

- ・ 他方、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段も全く無かつた。

- ・ また、同盟国である米軍の兵力数は、現在に比べるかに強大であった。（兵員の数、艦艇の隻数、航空機の機数は、現在、いずれも当時の半分）

【注】兵員：三百万人 → 百四十万人 艦艇：二千二百隻 → 九百隻

航空機：六千五百機 → 三千六百機

八 しかし、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、昭和四十七年当時からは、想像もつかないほど変化しており、今や、脅威は容易に国境を越えてくる時代となつた。

脅威がどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になつてゐる。もはや、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れない時代となつた。

九 半世紀にわたる安全保障環境の大きな変化を踏まえ、「基本的論理」に基づく「必要な自衛の措置」とは何かを考え抜いた結果、「新三要件」の下、我が国の存立を全うし、国民を守るために「限定的な集団的自衛権」の行使が許容されると判断するに至つたものである。

【平和安全法制】

十 また、政府の判断（閣議決定）のみで、「限定的な集団的自衛権」の行使が可能となつたわけではなく、平和安全法制によつて初めて可能になつたものである。

十一 平和安全法制は、憲法解釈を最終確定する権能を有する最高裁の見解に合致したものであり、かつ、國權の最高機關である国会において、一百時間を超える充実した審議の結果、制定されたものである。

十二 このように、平和安全法制は、憲法の下、その内容においても手続きにおいても、適切に制定されたものであり、「」指摘は当たらない。

更に、横畠法長官の見解について問われた場合の更問あり

更問一・横畠法制局長官が、平成二十七年六月十一日及び、同年八月三日に答弁している通り「四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということ」こと「いう見解は、現在も変わりないか。

(答)

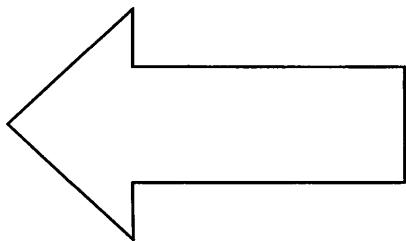
一 過去の法制局長官答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。

【法制局長官の答弁要旨】

- ① 御指摘の答弁は、昭和四十七年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対してもお答えしたものであるが、
 - 平成一十七年六月十一日の参議院外交防衛委員会における答弁は、「昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立つていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかつたと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないといふことでございます。」であり、

○ 平成二十七年八月三日 の 参議院 我が国 及び 国際
社会 の 平和 安全 法制 に 関する 特別 委員会 における
答弁 は、「 まさに 昭和四十七年 当時 におきまし
ては、 その 昭和四十七年 見解 の 結論 で 述べ ておりま
すと おり、 個別 的 自衛 権 とい いますか、 我が国 に
対する 武力 攻撃 が 発生 し た 場合 のみ が、 ここ に 言
う 外国 の 武力 攻撃 によつて 国民 の 生命、 自由 及び
幸福 追求 の 権利 が 根底 から 覆さ れる と いう 急迫 不
正 の 事態 に 当たる のだ と い う、 そ う い う 事実 認識
の 下 で 昭和四十七年 見解 が 作成 さ れ て いる わけ で
ござ い ます けれども、 そ の 前提 と なつ て いる、 す
な わち 憲法 第9条 の 下 で も なぜ 我が国 として 武力
の 行使 が できる のか と い う そ の 基本 的 な 論理 の 部
分 は、 ま さ に 「 こ の 基本 的 論理、 こ の 四十七年 見解
で 示さ れた 基本 的 な 論理 で ある と い う、 そ う い う
考 考え 方 を 当時 の 担当 者 は 皆 持つ て いた と い う こと
で あろ う と い う お 答え を し て いる わけ で 「 ござ い ま
す。 」 で ある。

四七 見解 の 曲解 に 関する
更問 あり



更問二 四十七年見解の曲解である、と問われた場合。

(答)

- 一 政府が平成二十七年七月の閣議決定で示した憲法解釈は、
 - 我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、
 - 従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、
 - 従来の政府見解における憲法第九条の解釈の「基本的な論理」の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な結論を導いたものである。
- 二 合理的な解釈の限界を超えるような憲法解釈の変更ではない。

【参考一】昭和四十七年九月十四日 参・決算委 吉國內閣法制局長官答弁
私の、「れはお答えと申し上げるより釈明みたいなもので」ございますが、
平和条約の五条のC項で「」ございますか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言
で、わが国が自衛権を持つているということとは確認をしております。その自
衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利
があるということで、条約上うたわれておりますが、これは國際法上の問題
として、日本が自衛権を持っている、その自衛権というのは個別的及び集団
的なものであるということを國際法上うたつたわけで「」きまして、憲法上
こういう権利の行使については、また別途措置をしなければならない。憲法上
ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしてい
るとして申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認している
のは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの
考え方で、これは政策論として申し上げてはなくして、法律論とし
て、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、
あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由
及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとると
いうのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための
行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつ
もりでございます

(略)

わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権
利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動
だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認め
るところではないという法律論として説明をしているつもりで「」きります。

【参考二】平成二十七年六月十一日 参・外防委

○ 政府特別補佐人（横畠裕介君） 昭和四十七年当時の担当者の具体的
な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態とい
うのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に
立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行
使というものがこれに当てはまるという認識はなかつたと思いますが、法理
といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらな
いということで「」きります。

【参考三】平成二十七年八月三日 参・平和安全特委

○ 政府特別補佐人（横畠裕介君）

まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となつていて、すなわち憲法第十九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持つていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

【参考四】小西君提出参考資料抜粋（平成三十年三月二十八日）



「横畠君がそう言っているの！？
そういう分析をした記憶はないし、
そういう理解はなかったと思いませんね。
ここに書かれている『**外国の武力攻撃**』
は、日本そのものへの攻撃のことです。
日本が侵略されていないときにどうなる、
なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思つていなかった。
いやあ、よく掘り出したものだね」

—「集団的自衛権は想定外」政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官（94）が徹底白紙化
出典：平成27年8月28日週刊朝日より小西洋之事務所作成 平成30年3月28日参議院予算委員会 民進党・新藤真会・小西洋之
2015.8.28 週刊朝日

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事

四十七年の政府見解の作成経過及びその当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外國による武力攻撃というものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、…それを強引に外國の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えるをするというのは、法匠という、つまり、字義を操作して、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、とても法律専門家の検証に堪えられない。 平成27年9月15日衆議院

それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかというと、それは通らないでしょう。 平成27年9月15日衆議院

宮崎礼壹 元内閣法制局長官

「外國の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外國に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して…これは、いわば黒を白と言いくくるめる類いと言うしかありません。 平成27年6月22日衆議院

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことは、あり得ません。当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている

平成27年9月8日参議院

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成 平成30年3月28日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/11/07

大分類	中分類	小分類

整理番号: 001

件名: 問二. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言つてきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。（同旨 防衛大臣、官房長官）

【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

(答)

一 住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。

これが大前提であり、政府と地元の皆様の共通認識であると思う。

二 沖縄県による埋立承認の撤回については、事業者である沖縄防衛局が、行政不服審査法に基づき、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣に対して「審査請求」を行うとともに、「執行停止の申立て」を行い、十月三十日、国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたことから、昨日（一日）より、海上作業を再開していると報告を受けている。

三 また、政府と沖縄県との間では、「普天間飛行場 負担軽減 推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。

四 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。

五 県民投票については、地方自治体の条例に関することであり、政府としてコメントすることは差し控えるが、辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものである。今後とも、丁寧な説明に努め、御理解・御協力が得られるよう、粘り強く取り組んでまいる。

六 いずれにしても、今後とも、地元の皆様の御理解を得る努力を続けながら、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、全力で取り組んでまいる。

答弁: 平成30年11月2日 (第197回国会)
院: 衆議院 予算

質問者: 下地幹郎 党派: 維新

答弁者: 安倍 内閣総理大臣

答弁作成者: 防衛省



備考: 301102 下地幹郎君(辺野古を進める前に対話が必要)対総理.docx

十一月一日 衆・予算委 下地 幹郎 君

問二、沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言つてきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 防衛大臣、官房長官)

【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

防衛省作成→ 協議先 法制局

答弁連絡責任者

防衛省大臣官房

米軍再編調整官 三原 祐和

連絡先 役所

携帯

(提出期限 二十五時十五分 提出 二十六時十分)

十一月一日 衆・予算委 下地 幹郎 君

問二、沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話しを行いたいと言つてきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。

（同旨 防衛大臣、官房長官）
【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

（答）

一 住宅や学校で囮まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。

これが大前提であり、政府と地元の皆様の共通認識であると思う。

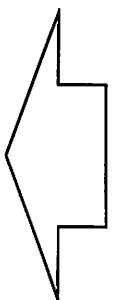
二 沖縄県による埋立承認の撤回については、事業者である沖縄防衛局が、行政不服審査法に基づき、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣に対し「審査請求」を行うとともに、「執行停止の申立て」を行い、十月三十日、国土交通大臣により、関係法令にのつとり、執行停止の決定が行われたことから、昨日（一日）より、海上作業を再開していると報告を受けている。

三 また、政府と沖縄県との間では、「普天間飛行場負担軽減推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。

四 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。

五 県民投票については、地方自治体の条例に関する「こと」であり、政府として「メントする」とは差し控えるが、辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものである。

今後とも、丁寧な説明に努め、御理解・御協力が得られるよう、粘り強く取り組んでまいる。



六 いずれにしても、今後とも、地元の皆様の御理解を得る努力を続けながら、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、全力で取り組んでまいります。

国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/11/07

大分類	中分類	小分類

整理番号 : 001

件名: 問1－1. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているか。

(答)

1 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の危険除去と返還であり、これは、政府と沖縄県との共通認識である。

2 当時の沖縄県知事の要請を受けて、普天間飛行場の全面返還を日米で合意したのが、今から約22年前（平成8年4月12日）の橋本総理大臣とモンティル米駐日大使との会談であり、その3年後には、当時の県知事及び名護市長の同意の下、辺野古移設を閣議決定した。

3 その後、沖縄や政府の多くの関係者が努力を重ねてきたにもかかわらず、様々な事情により移設は進まなかつたが、安倍政権では、辺野古移設に必要な埋立承認を受けて（平成25年12月）、自然環境や住民の生活環境にも最大限配慮し、工事を進めてきた。

4 辺野古への移設が実現すれば、飛行経路が海上となることで、安全性は格段に向上升し、騒音も大幅に軽減され、住宅防音が必要となる世帯は、一万数千戸からゼロとなる。

5 また、辺野古移設と併せて、沖縄に所在するといわれる米軍約2万8千人の3分の1に当たる約9千人をグアムを始め海外に移転する事業も推進している。

6 政府としては、早期に辺野古への移設と普天間飛行場の返還を実現したいとの考えに変わりはない。

7 また、沖縄県の埋立承認撤回処分に対して、沖縄防衛局が行った「審査請求」及び「執行停止の申立て」については、公有水面埋立法の所管大臣たる国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたものと承知している。沖縄防衛局では、これを受けて、昨日（1日）から海上作業を再開したと報告を受けている。

8 これは、法治国家として、法律に基づき、必要な法的手続きを行われたと認識しており、これを尊重すべきものと考えている。

問1－2. また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言っていたとき、対応する予定はあるのか。

(答)

1 政府と沖縄県との間では、「普天間飛行場 負担軽減推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。

2 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。

更問 玉城知事は、来週にでも、総理、官房長官との面会を求めているが、どう対応するのか。

(答)

1 沖縄県の玉城知事とは、先般（10月12日）、官邸で、総理と私（官房長官）がお会いし、沖縄基地負担軽減のため、政府が進めている対策の現状と、普天間飛行場の辺野古移設についての考え方をご説明した。

2 現段階では何も決まっていないが、双方の日程が合えば、私（官房長官）が知事にお会いし、改めてお話を伺いたいと考えている。

（更に、総理との面会はセットしないのかと問われた場合）

1 総理は、先般、既に一度知事と面会しており、今回は、基地負担軽減担当大臣として、私（官房長官）がお話を伺いたい。

問1－3 対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを住民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。

(答)

1 県民投票については、地方自治体の条例に関するこであり、政府としてコメントすることは差し控えたい。

2 いざれにせよ、安倍政権としては、基地負担軽減のため、「できることはすべて行う、目に見える形で実現する」という方針の下、取り組んでいる。

3 今後とも、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいる。

更問1 移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしていることについては憲法上の問題があると思われるが、政府の見解如何。

(答)

1 辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものと認識している。

更問2 県民投票の結果、「辺野古ノ一」が上回れば、政府として、沖縄の民意を尊重し、工事を停止するのか。

(答)

1 (県民投票の結果、どうなるかという) 仮定の話であり、コメントは差し控えた

2 いざれにしても、政府としては、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいる。

答弁：平成30年11月2日（第197回国会）
院：衆議院 予算

質問者：下地幹郎 党派：維新

答弁者：菅 内閣官房長官

答弁作成者：防衛省



備考：301102 下地君(官房長官).doc

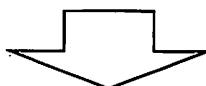
(対官房長官)

11月2日 衆・予算委 下地 幹郎君（維新）

問1－1. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているか。

(答)

- 1 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の危険除去と返還であり、これは、政府と沖縄県との共通認識である。
- 2 当時の沖縄県知事の要請を受けて、普天間飛行場の全面返還を日米で合意したのが、今から約22年前（平成8年4月12日）の橋本總理大臣とモンテール米駐日大使との会談であり、その3年後には、当時の県知事及び名護市長の同意の下、辺野古移設を閣議決定した。
- 3 その後、沖縄や政府の多くの関係者が努力を重ねてきたにもかかわらず、様々な事情により移設は進まなかつたが、安倍政権では、辺野古移設に必要な埋立承認を受けて（平成25年12月）、自然環境や住民の生活環境にも最大限配慮し、工事を進めてきた。



(続きあり)

問1－1

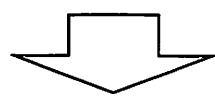
- 4 辺野古への移設が実現すれば、飛行経路が海上となることで、安全性は格段に向上し、騒音も大幅に軽減され、住宅防音が必要となる世帯は、一万数千戸からゼロとなる。
- 5 また、辺野古移設と併せて、沖縄に所在するといわれる米軍約2万8千人の3分の1に当たる約9千人をグアムを始め海外に移転する事業も推進している。
- 6 政府としては、早期に辺野古への移設と普天間飛行場の返還を実現したいとの考えに変わりはない。
- 7 また、沖縄県の埋立承認 撤回処分に対して、沖縄防衛局が行った「審査請求」及び「執行停止の申立て」については、公有水面埋立法の所管大臣たる国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたものと承知している。沖縄防衛局では、これを受けて、昨日（1日）から海上作業を再開したと報告を受けている。
- 8 これは、法治国家として、法律に基づき、必要な法的手続きが行われたと認識しており、これを尊重すべきものと考えている。

問1－2

問1－2. また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言つてきたとき、対応する予定はあるのか。

(答)

- 1 政府と沖縄県との間では、「普天間飛行場 負担軽減推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。
- 2 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。



(更問あり)

問1－3

更問 玉城知事は、来週にでも、総理、官房長官との面会を求めているが、どう対応するのか。

(答)

- 1 沖縄県の玉城知事とは、先般（10月12日）、官邸で、総理と私（官房長官）がお会いし、沖縄基地負担軽減のため、政府が進めている対策の現状と、普天間飛行場の辺野古移設についての考え方をご説明した。
- 2 現段階では何も決まっていないが、双方の日程が合えば、私（官房長官）が知事にお会いし、改めてお話を伺いたいと考えている。

(更に、総理との面会はセットしないのかと問われた場合)

- 1 総理は、先般、既に一度知事と面会しており、今回は、基地負担軽減担当大臣として、私（官房長官）がお話を伺いたい。

問 1－3 対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを住民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。

(答)

- 1 県民投票については、地方自治体の条例に関する事であり、政府としてコメントすることは差し控えたい。
- 2 いずれにせよ、安倍政権としては、基地負担軽減のため、「できることはすべて行う、目に見える形で実現する」という方針の下、取り組んでいる。
- 3 今後とも、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目にする形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいる。

(更問2問あり)



問 1－5

更問 1 移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしていることについては憲法上の問題があると思われるが、政府の見解如何。

(答)

- 1 辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものと認識している。

(更問 2 あり)

問 1 - 6

更問2 県民投票の結果、「辺野古ノー」が上回れば、政府として、沖縄の民意を尊重し、工事を停止するのか。

(答)

- 1 (県民投票の結果、どうなるかという) 仮定の話であり、コメントは差し控えたい。
- 2 いずれにしても、政府としては、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいる。

(対官房長官)

11月2日 衆・予算委 下地 幹郎君(維新)

問1. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 総理大臣、防衛大臣)

【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

防衛省作成→ 協議先 法制局

答弁連絡責任者

防衛省大臣官房

米軍再編調整官 三原 祐和

連絡先 役所 [REDACTED]

携帯 [REDACTED]

(提出期限 25時50分 提出26時45分)



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日: 2018/11/07

大分類	中分類	小分類

整理番号 : 001

件名: 問二. 交戦権と自衛隊について、

(一) 憲法九条二項の「交戦権」について、日本は国連憲章に基づく個別的自衛権、集団的自衛権、集団的安全保障の実力行使を持ち、個別的自衛権に基づく交戦権等も持っており、憲法九十八条二項に基づき条約の誠実遵守義務を持つ一方で、九条二項で交戦権を否定しているのは、矛盾しているのではないか、総理の見解を伺う。（同旨 防衛大臣）

(答)

一 憲法第九条二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称である。

(注) 相手兵力の殺傷・破壊、領土の占領、臨検・拿捕等

二 また、個別的、集団的自衛権及び集団安全保障措置に基づく「武力の行使」は国連憲章上、許容されている。

三 我が国は独立国家として国際法上国家に許容されている様々な権利を保有していることは当然である。

他方、これらの権利は、あくまで権利であって、その行使は義務ではない。

四 我が国が憲法上許されるのは、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使に限られ、また、交戦権は否定されているが、このことは、憲法 第九十八条の定める条約の誠実遵守義務と矛盾するものではないと考えている。

五 いずれにせよ、我が国が、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

更問. 交戦権が否定されて、我が国の防衛ができるのか。

(答)

一 憲法は交戦権を否定しているが、憲法上、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

二 このことは、砂川事件における最高裁判決においても、明確に認められている。

答弁: 平成30年11月7日 (第197回国会)

院: 参議院 予算

質問者: 浅田均 党派: 維新

答弁者: 安倍 内閣総理大臣

答弁作成者: 防衛省



備考: 【set】301107 浅田君問二(一)(交戦権).docx

十一月七日 衆・予算委（総括質疑） 浅田 均君

問二、交戦権と自衛隊について、

(一) 憲法九条二項の「交戦権」について、日本は国連憲章に基づく個別の自衛権、集団的自衛権、集団的安全保障の実力行使を持ち、個別の自衛権に基づく交戦権等も持つており、憲法九十八条二項に基づき条約の誠実遵守義務を持つ一方で、九条二項で交戦権を否定しているのは、矛盾しているのではないか、総理の見解を伺う。（同旨 防衛大臣）

防衛省作成→ 協議先 内閣法制局、外務省

答弁連絡責任者

防衛省大臣官房

文書課長 小野功雄

連絡先 役所

携帯

(提出期限 十六時〇〇分 提出 〇〇時〇〇分)

十一月七日 衆・予算委（総括質疑） 浅田 均君

問二 交戦権と自衛隊について、

(一) 憲法九条二項の「交戦権」について、日本は国連憲章に基づく個別的自衛権、集団的自衛権、集団的安全保障の実力行使を持ち、個別的自衛権に基づく交戦権等も持つており、憲法九十八条二項に基づき条約の誠実遵守義務を持つ一方で、九条二項で交戦権を否定しているのは、矛盾しているのではないか、総理の見解を伺う。 (同旨 防衛大臣)

(答)

一 憲法第九条二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称である。

(注) 相手兵力の殺傷・破壊、領土の占領、臨検・拿捕等されていて、
二 また、個別的、集団的自衛権及び集団安全保障措置に基づく「武力の行使」は国連憲章上、許容されている。

三 我が国は独立国家として国際法上国家に許容されている様々な権利を保有していることは当然である。他方、これらの権利は、あくまで権利であって、その行使は義務ではない。

問二(一)――

四 我が国が憲法上許されるのは、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使に限られ、また、交戦権は否定されているが、このことは、憲法第九十八条の定める条約の誠実遵守義務と矛盾するものではないと考えている。

五 いずれにせよ、我が国が、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

交戦権否定と我が国防衛に関する更問あり

問二(一)――

更問：交戦権が否定されて、我が国の防衛ができるのか。

(答)

一 憲法は交戦権を否定しているが、憲法上、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

二 このことは、砂川事件における最高裁判決においても、明確に認められている。

【参考一】国連憲章（抄）

第三十九条 安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、國際の平和及び安全を維持し又は回復するため、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する。

第四十二条 安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不充分であると認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、國際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、國際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第五十一条 この憲章のいかなる規定も、國際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が國際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が國際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとることの憲章に基く権能及び責任に対しても、いかなる影響も及ぼすものではない。

【参考二】参・平和安全特委理事会提出資料（平成二十七年八月二六日）
3 国際法上、集団的自衛権とは、一般に、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化される権利をいうと解されている。集団的自衛権は、国連憲章第五十一条において規定され、国家に認められている権利であり、各國がその範囲内でこれを制限的に行使しても國際法上なんら問題はない。
(略)

【参考三】衆議院議員稻葉誠一君提出鈴木内閣の憲法についての考え方に関する再質問に對する答弁書（昭和五十六年五月十一日）

三について

1 憲法第九条第二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が國際法上有する種々の権利の総称であつて、このような意味の交戦権が否認されていると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たつては、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められているのであつて、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは別の観念のものである。實際上、自衛権の行使としての実力の行使の態様がいかなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べることは困難であるが、例えば、相手国の領土の占領、そこににおける占領行政などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えている。（以下略）

【参考四】参・予算委大出内閣法制局長官答弁（平成六年六月十三日）
集団的安全保障とは、国際法上武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対しても適切な措置をとることにより平和を回復しようとする概念であり、国連憲章にはそのための具体的な措置が定められています。

ところで、憲法には集団的安全保障へ参加すべきである旨の規定は直接明示されていないところであります。ただ憲法前文には、憲法の基本原則の一つである平和主義、国際協調主義の理念がうたわれており、このような平和主義、国際協調主義の理念は、国際紛争を平和的手段により解決することを基本とする国連憲章と相通するものがあると考えられます。
我が国は、憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえて国連に加盟し、国連憲章には集団的安全保障の枠組みが定められていることはご承知のとおりであります。